

紙おむつ購入費助成券の利用について(お知らせとお願い)

★ このおむつ購入費助成券の対象者は、下記①～⑥のいずれかに該当し、**3歳以上65歳未満の在宅者で常時紙おむつを使用する方**です。

- ① 身体障害者手帳1, 2級所持者
- ② 療育手帳A所持者
- ③ 精神障害者手帳1, 2級所持者
- ④ 特別障害者手当受給者
- ⑤ 特別児童扶養手当受給者
- ⑥ 新発田市重度心身障害者見舞金受給者

★ 助成券は、1月に1枚利用することができます。利用の際は、対象者の住所・氏名を記入の上、利用してください。

★ 助成金額は、券1枚当たり2,500円です。ただし、紙おむつ購入総額が助成金額を超えたとき、その超えた金額については、自己負担となります。なお、助成金額内であってもお釣は支払われません。

★ 助成券を使って購入できるものは、紙おむつ用品(紙おむつ、尿取パッド等)に限られます。

★ 助成券を利用できる業者は指定された業者に限られます。(指定業者については、裏面の一覧表をご覧ください。)

※注意事項

1. 助成券を他人に譲ったりしないでください。不正に使用した場合、助成金を返還していただくことになります。
2. 助成券は再発行いたしませんので、紛失等には十分注意してください。
3. 助成券の有効期限は、助成券の交付を受けた日の属する年度の末日までです。
4. 利用資格がなくなった場合(死亡、転出、入院・施設入所等)、又は受給者に変更があった場合には、未使用の助成券を添えて、速やかに届出をしてください。

問い合わせ先

新発田市役所 社会福祉課障がい福祉係	TEL28-9223
豊浦支所住民福祉係	TEL22-6777
紫雲寺支所住民福祉係	TEL41-3112
加治川支所住民福祉係	TEL33-3102